

大規模施設である映画館と契約した作品数及び 当該作品の上映予定期間が確認できる資料について

- 休業要請期間における映画配給会社への支給額を決定するためには、大規模施設である映画館における上映予定作品とその上映予定期間（公開予定日と終了予定日）が必要となります。
- 募集要項では、必要書類として、個別映画館との上映契約書やブッキングリストを例示していますが、上映契約書の締結に至っていない場合、ブッキングリストには上映予定期間が未記載であることが多いことから、上映予定期間を確定させることが困難となります。
- このような場合には、1 及び 2 の書類を根拠に、上映予定期間を設定してください。（「大阪府行政オンラインシステム」での申請で、1 及び 2 の書類を添付してください。）

1. 公開予定日を証明する書類

- ・公開予定日が記載されたチラシやホームページ、SNS でのお知らせなど

2. 上映期間を証明する書類

- ・営業再開後の当該映画館との上映契約書
（休業要請期間中も同様の期間で上映する予定であったとみなします。）

※ 営業再開後の当該映画館との上映契約書がない場合

- ・シリーズ物については、例年通常上映していた期間を確認できる書類
- ・当該作品における他府県の映画館での上映予定又は上映実績を示す書類 など

【お願い】

申請用 Excel ファイルと必要書類（根拠書類）が突合できるよう、必要書類のファイル名に申請用 Excel ファイルの NO（一番左の列）を記載してください。

<記入例>

- ・NO.1 の根拠書類である上映契約書 ⇒ 1_上映契約書.pdf
- ・NO.3～8 の根拠書類であるブッキングリスト ⇒ 3-8_ブッキングリスト.pdf